



益 田 市

令和5年2月20日
報道発表資料

担当課名	総務管財課
担当者名	和崎幹弘
電話番号	0856-31-0150
FAX 番号	0856-23-4977
E-mail	soumu@city.masuda.lg.jp

第 558 回益田市議会(定例) 予定議案について

(初日)

○ 条例案件について(12 件)

- ・ 益田市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について
(益田市地域福祉計画策定委員会の名称等の見直しに伴う所要の改正
施行日：令和5年4月1日)
- ・ 益田市手数料条例の一部を改正する条例制定について
(建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に係る新基準による申請手数料の新設に伴う
所要の改正
施行日：公布の日)
- ・ 益田市土地開発基金条例を廃止する条例制定について
(益田市土地開発基金の廃止に伴う条例の制定
施行日：令和5年4月1日)
- ・ 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び益田市農業委員会の委員等の定
数等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(益田市農業委員会特別職の報酬等の見直しに伴う所要の改正
施行日：令和5年4月1日)
- ・ 益田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定に
ついて
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正による安全計画の策定等に係る所要の改
正
施行日：令和5年4月1日 ただし、第1条中益田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例第13条の改正規定及び第2条の規定は公布の日)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例制定について
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施
行等に伴う所要の改正
施行日：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する
法律附則第1条第4号に規定する日 ただし、第1条中益田市障害者福祉センター設置及び管
理に関する条例第2条第4号の改正規定は令和5年4月1日、同条例第5条第2号の改正規定は公
布の日)
- ・ 益田市生活バス運行事業の設置等に関する条例を廃止する条例制定について
(益田市生活バス運行事業の廃止に伴う条例の制定
施行日：令和5年4月1日)
- ・ 益田市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について
(益田市営住宅長寿命化計画及び市営諏訪住宅建替事業による住宅の解体に伴う所要の改正
施行日：公布の日)
- ・ 益田市営住宅管理条例及び益田市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正等による入居者資格の拡大等に
伴う所要の改正
施行日：公布の日)

- ・益田市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例制定について
(益田市営住宅駐車場使用料の見直しに伴う所要の改正
施行日：令和5年4月1日)
- ・益田市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
(益田市益田公民館の移転に伴う所要の改正
施行日：公布の日から起算して3月を超えない範囲において市長が規則で定める日)
- ・益田市水道給水条例の一部を改正する条例制定について
(民法の改正による水道管布設等における手続きの明確化に伴う所要の改正
施行日：令和5年4月1日)

○ 令和5年度当初予算について
(別紙資料 財政課作成)

○ その他議案について(2件)

- ・益田市辺地総合整備計画の変更について
(益田市辺地総合整備計画の変更、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項に基づく議会の議決)
- ・益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更に関する協議について
(益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更、地方自治法第290条に基づく議会の議決)

(中日)

○ 一般会計・特別会計補正予算について(8会計)

- ・令和4年度益田市一般会計補正予算第8号
- ・令和4年度益田市介護保険特別会計補正予算第4号
- ・令和4年度益田市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号
- ・令和4年度益田市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号
- ・令和4年度益田市市有林事業特別会計補正予算第2号
- ・令和4年度益田市匹見財産区特別会計補正予算第2号
- ・令和4年度益田市駐車場事業特別会計補正予算第1号
- ・令和4年度益田市土地地区画整理事業特別会計補正予算第2号

(最終日)

○ 人事案件について(2件)

- ・固定資産評価審査委員会委員の選任について
(地方税法第423条第3項の規定に基づく議会の同意)
- ・人権擁護委員候補者の推薦について
(人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく諮問)